

**「未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業」に係る民間企業等との連携による
新技術の実証（化石燃料の使用量削減等に資する取組）に関する
業務委託企画提案競技会実施要領**

宮崎県農産園芸課

宮崎県(以下「県」という。)が実施する「未来へ繋ぐ施設園芸スタイルシフト推進事業」に係る民間企業等との連携による新技術の実証（化石燃料の使用量削減等に資する取組）(以下「本事業」という。)の業務委託に関する内容及び各種手続き等については、次のとおりとする。

1 目的

本事業では、化石燃料や輸入資源に過度に依存しない持続可能な施設園芸への転換を促進するため、民間企業等が有する環境負荷低減につながる技術・機械の実証を目的とする。

2 委託業務の内容

化石燃料の使用量削減等に資する取組

3 委託料の上限

2, 720千円(消費税及び地方消費税額を含む。)
(委託料の支払は、委託業務完了後の精算払とする。)

4 委託期間

契約締結の日から令和8年3月13日まで

5 企画提案競技参加資格

本業務に関する企画提案競技参加資格者は、以下に掲げる企画提案競技参加資格の要件のすべてを満たしている者とする。

【参加資格】

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- ② 本業務の実施について、県からの求めに応じて即時に打合せ等に対応できる体制を整えていること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- ④ この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者。
- ⑤ 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 4 号に規定する暴力団関係者（以下「暴力団関係者」という。）でない者。
- ⑥ 役員等（役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団員又は暴力団関係者でない者。
- ⑦ 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者。

6 企画提案競技実施の告知方法

県庁ホームページにより告知

7 スケジュール

（１）実施公告	令和 7 年 8 月 22 日（金）
（２）質問書受付期限	令和 7 年 8 月 26 日（火）午後 5 時まで
（３）企画提案競技参加申込期限	令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時まで
（４）企画提案書等提出期限	令和 7 年 9 月 9 日（火）午後 5 時まで
（５）プレゼンテーション（Web形式）	令和 7 年 9 月 16 日（火）
（６）審査結果通知	令和 7 年 9 月中旬
（７）受託候補者との詳細協議	令和 7 年 〃
（８）委託業務契約	令和 7 年 9 月下旬

8 企画提案競技会の方法

(1) 本業務に関する質問回答

競技会に参加を希望する者で、本業務内容等に質問がある場合には、質問票（別紙様式3）を令和7年8月26日（火）午後5時までに電子メール又はファクシミリにて本要領16まで提出すること。

(2) 企画提案競技会への申込

競技会に参加を希望する者は、参加申込書（別紙様式2）を令和7年9月2日（火）午後5時までに電子メール又はファクシミリにて本要領16まで提出すること。

(3) 企画提案書の提出

①各社の提案は、1社1案とする。

②以下のア及びイについて、A4版用紙に内容を記載し、1冊にまとめて提出

ア 応募団体の概要

- ・名称
- ・所在地
- ・代表者名
- ・担当者職氏名
- ・担当者連絡先（電話、ファクシミリ、電子メール）
- ・業務の執行・管理体制

イ 提案内容（必要となるデータは提供する）

- ・企画提案書（A4版）
- ・スケジュール（A4版）
- ・見積書及び見積明細書（A4版）
- ・会社概要（既存のもの）
- ・納税証明書（県税に未納がないことの証明）
- ・誓約書（別紙様式4）

③企画提案書の提出期限等

提出期限 令和7年9月9日（火）午後5時必着

提出部数 10部

提出先 〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課施設園芸担当 宮廻、猪本

(4) 業務委託企画提案競技会

①審査基準

プレゼンテーション（Web 形式）及び書面による審査方法とし、提出された企画案について、以下の点を総合的に審査の上、選定する。

- ・業務理解に関すること
（環境負荷低減に係る取組であるか、県内での技術普及の見込み、実証地の選定など）
- ・事業者の適格性・会社実績等
- ・経費見積額評価

②審査方法

各社の持ち時間は、説明（10 分）と質疑応答（10 分）の 20 分以内とする。

ア 日 時 令和 7 年 9 月 16 日（火）

※実施時間については別途連絡する

イ 場 所 W e b 会議システム（Microsoft Teams）を活用

9 選定結果の通知

選定結果については、採択・不採択にかかわらず通知する。

10 委託契約の締結

- （1）決定した候補者と協議の上、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、予算の範囲内で随意契約を行う。この際、企画提案の内容は、協議の上変更する場合がある。
- （2）決定した候補者との協議が整わず、契約の見込みがなくなった場合、次点の提案者と契約に向けた協議を行う。

11 契約保証金

宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）第 101 条の規定による。

12 契約上支払対象となる経費

- （1）事業費の対象となる経費

事業費として計上できる経費は次の経費とする。

ア 謝金

本業務を実施するために直接必要な講習会、実証圃場主への謝礼又は専門知識の提供を行った者に対する謝金に要する経費。

イ 旅費

本業務を実施するために直接必要な出張に係る経費。

ウ 賃金

本業務を実施するために直接必要な業務を目的として、受託者が雇用した者に対し

て支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料の事業主負担経費。

エ 需用費

本業務を実施するために直接必要な消耗品費（耐用年数が1年未満又は購入単価が10万円未満のものに限る）、印刷製本費、光熱水費。

オ 使用料及び賃借料

本業務を実施するために直接必要な会場借料、備品のリース・レンタル料等に要する経費。

カ 役務費

本業務を実施するために直接必要な通信運搬費、振込手数料等に要する経費。

キ 設備備品費

① 本業務を実施するために直接必要な設備、機械及び備品等の購入、制作、改良又はその据付、修繕に要する経費。

② 設備備品費に該当する機械装置、工具器具の購入は、耐用年数1年以上かつ取得価格が10万円以上のものとする。ただし、消耗品等を組み合わせて自ら製作する場合で、耐用年数が1年以上かつ取得価格の合計が10万円以上となる場合も、設備備品費として計上するものとする。

③ 汎用性の高い機械装置及び工具器具（パソコン、デジタルカメラ等）は対象外とする。

④ 機械装置の加工等の外注に要する経費は、設備備品費に計上するものとする。

⑤ ソフトウェア（ライセンス契約に要する費用を含む。）については、機器・設備類に組み込まれ、又は付属し、一体として機能するものは設備備品費として計上するものとする。

（2）購入機器等の帰属及び管理

本業務により受託者が購入した機械・備品の所有権は、本業務の実施期間中は受託者に帰属し、業務実施期間中は善良なる管理者の注意をもってこれらの機器類等の物品を管理すること。

原則として業務終了後は県等に帰属することとなるが、実証の継続、県へのデータ等の情報の供与、技術の普及等を目的とする場合に限り、継続使用を認める場合がある。

また、今回の実証で得られたデータの帰属については、県と受託者の共用とし、詳細は、別途協議する。

13 成果の発表

県は業務の成果発表を求めることがあり、受託者は、これに協力しなければならない。ただし、受託者の機密事項等は発表内容から除くものとする。

14 実績の報告

受託者は、令和8年3月13日までに、県が指定する実績報告書等（付属書類を含む。）を作成し、本要領16の連絡先まで提出する。

15 その他

（1）実証を行う予定の場所については、原則として受託者で選定する。

なお、具体的な地域や圃場が決定していない場合は、本要領16まで電子メール又はファクシミリにて連絡のうえ、事前相談は可能とする。

ただし、審査は実証する場所が決定している企業を優先する。

（2）本業務を遂行するにあたって、必要となる圃場でのデータ収集や各種調査については、原則として受託者で実施する。

（3）本業務の企画提案に要する経費及び契約の締結に要する経費並びに当事業の委託料を超えた一切の費用は、受託者の負担とする。

（4）応募は1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引き替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。

（5）虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。

（6）参加資格要件を満たさない者又は委託先事業者を選定するまでの間に参加資格要件を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。

（7）既に宮崎県の他事業を活用している内容は対象外とする。

16 問合せ、資料提出先

〒880-8501

宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番地1号県庁1号館8階

宮崎県農政水産部農産園芸課 施設園芸担当 宮廻、猪本

メールアドレス：miyazako-kyohei@pref.miyazaki.lg.jp

inomoto-satoshi@pref.miyazaki.lg.jp

TEL：0985-26-7137

FAX：0985-26-7338